

山口県竹林経営マイスター認定要領

1 目的

本県独自の「竹林経営計画制度」を創設し、森林保全と竹産業の振興を図るため、竹林を適切に管理・保全し、竹材需要に応じていくための持続可能な供給体制の整備が重要である。

このため、県が、竹に関する正しい知識や竹林伐採のルール、竹材の安全で効率的な伐採・搬出作業や計画的かつ適切な竹林経営ができる竹材生産者を育成し、「山口県竹林経営マイスター」（以下、「マイスター」という。）として認定することで、竹材生産者の生産意欲の向上や新規生産者等の竹産業への参入を図る。

2 認定要件及び認定方法等

（１）認定要件

県が開催する「山口県竹林経営マイスター育成研修」を修了し、県が認定した者

（２）認定方法

ア 県は、マイスター育成研修において、竹林伐採スペシャリスト育成研修及び竹林経営プランナー育成研修いずれも受講し、各試験を合格した者を認定する。

イ 欠席者もしくは不合格者であっても、再受講及び再試験（複数年度にまたがる受験可）を合格した場合、アの条件を満たすものとする。

ウ 合格後、県はマイスター認定者に、認定証を交付する。また、マイスター認定期間に制限は無く、生涯有効とする。

（３）登録内容

氏名、生年月日、現住所（市町名）、連絡先、登録番号等とし、様式は別途定める。

（４）留意事項

過去に労働安全衛生規則第 36 条第 8 号の伐木等の業務に係る特別教育を修了した者は、竹林伐採スペシャリスト育成研修の一部で重複する内容の受講について、免除可能とする。

3 マイスターに対する活動支援

（１）竹材加工業者やマスコミ等への周知や県ホームページでの紹介

（２）県が新たな竹材流通拠点として設置・運用する竹材取引の場である「竹市場」の利用者登録をすることで、竹市場への竹材の持ち込み・売買が可能

- (3) 竹市場への竹材の搬入に係る運搬費等を補助する「やまぐち適正竹林経営促進事業補助金」の支給対象者とする
- (4) その他、県及び関係機関による支援

4 認定の取消、解除

認定の取消、解除は以下のとおりとする。

- (1) 県は、マイスターに、法令違反等の行為があった場合には、その認定を取り消すことができるものとする。
- (2) マイスターから認定解除の申し出があったときは、認定を解除するとともに、竹市場の利用者登録を解除する。
- (3) 県は、マイスターの認定を取り消したとき及び解除したときは、関係者に通知するものとする。

5 その他

この要領に定めるもののほか、マイスター認定に必要な事項については別に定める。

(附則)

この認定要領は、令和7年6月23日から施行する。